

会長/中川 勝美 幹事/対馬 健一



▶率先しよう 2006~2007年度 国際ロータリーのテ

No. 2250 第11回 9月20日

プログラム

●本日

来賓卓話

「公営企業としての市立病院」 株式会社 寺西薬局 代表取締役 寺西保博様 ●次週予定

情報夜間例会

- 職業奉什委員会
- ロータリー情報委員会

留萌ロータリークラブ会長テーマ 魅力ある明るく楽しいクラブは、 ロータリーを知り、

会員家族との親睦から

結婚記念日

9月24日 平間 達也

出席委員会報告

前	会員総数51名	前	第8回 8月30日
10.0	出免会員8名		欠席会員9名
会	欠席会員		メイクアップ5名 修正出席率90.90%

例会/每週水曜 12:15~13:15 留萌産業会館2F

会長報告・・

○ 留萌ライオンズクラブよりチャーターナイ ト47周年記念祝賀会開催のご案内を頂きまし た。日時は9月21日午後6時よりグランドよ こやにて開催、私が出席する予定です。

餐幹事報告 · · · · · ·

- 1)国際ロータリー第2510地区 G S E の派遣団 員募集の案内を受領しましたので、募集要項 のパンフを皆様に配布いたします。
- 2) 串橋会員のデータをお渡しいたしますので 活動計画書の会員一覧に添付して下さい。
- 3) 飲酒運転抑止総決起大会の開催のご案内を 受領しました。9月15日午後5時より共同福 祉センターです。

♣ 委員会報告·

社会奉仕委員会

清水委員長

本日ロータリー農園で収穫された野菜を例会 場後ろに持って参りました。現在、農園では沢 山の野菜が食べごろになっておりますので、会 員の皆さんは是非散歩がてらお出かけになって は如何でしょうか。ちなみに奥様と一緒に散歩 されて刈り取りをしている方が多い様です。

3 分間情報

情報委員会

高田委員長

(前回のつづき)

2006 - 07ロータリー年度、どうか皆さん、「率 先しよう」を実践してください。これが私の テーマであり、一つ一つ善行を成すことによっ

て着実に世界を変えていくロータリアンの力に 対する私の信念を表すものです。

すべてのロータリアンとすべてのロータ リー・クラブに、活動と精力をもたらし、成果 を生み出していただく必要があります。奉仕の 方法を模索する中、各クラブは皆さんの支えを 後ろ盾として感じることができるはずです。い かに率先すべきかをクラブに示すにあたっては、 皆さんの激励とリーダーシップが、大きな違い をもたらしていくことでしょう。

コフィ・アナン国連事務総長は、以前、次の ようにおっしゃいました。「十分な数の人々が 物事を良くしようと決断すれば、物事は良い方 向へと変わっていきます。一つの目的の下に普 通の人々が集まる時、変化を起こすことができ るのです」

今日、私たちは、半世紀前にハロルド・トー マス氏が抱いていた目的と同じ共通の目的を 持って、ここに集っています。その目的とは、 今も昔もこれからも変わることなく、より良き ロータリーとより良きロータリアンです。その 時が訪れるまで待っているだけでは十分でない ことを、ここにいる私たちは知っています。私 たち全員が、共に「率先しよう」と先頭を切っ ていくのです。

ありがとうございました。

• 9月ゴルフ例会準優勝

(田中毅 P D G 作「ロータリーの源流」より引用)

- ロータリー農園よりなすびをいただきました 齋藤会員
- 河部会員より写真いただきました 関野会員
- 麻雀大会 1 位になりました 越野会員
- 9月ゴルフ例会優勝 佐藤(喜)会員
- ゴルフで賞をいただきました 平間会員

山本会員

• ゴルフ愛好会遠征コンペ優勝 金の玉のおか げです 河部会員

愛別遠征コンペでハンデに救われ準優勝しま した 中川会長

> 前回 413 000円 今 回 14 000円 累計 427 000円



☑ プログラム ・・・・・・・

「刑事裁判のあらまし」

旭川地方・家庭裁判所留萌支部

庶務課長 横谷 正博様

留萌裁判所の庶務課長の横谷と申します。本 日は刑事裁判の流れという事でお話しをさせて 頂きます。

留萌裁判所と言いますが、留萌の裁判所の建 物には旭川地方裁判所の支部、旭川家庭裁判所 の支部、それから簡易裁判所が入っていて、そ れぞれの裁判所で扱う裁判手続などを利用する 事が出来ます。北は初山別村から南は増毛町ま での6市町村をカバーしています。私ごとです が書記官として刑事裁判に携わったのは札幌地 裁の平成7年から9年までの2年間ですので、 説明に不十分なところがあるかも知れませんが よろしくお願いします。

さて、裁判が行われる法廷では、3人の裁判 官で行う合議制(殺人等重大な事件を扱う)と 1人で行う単独性(窃盗等、合議制事件に比べ て比較的軽微な事件を扱う)に分かれていて、 使用する法廷も合議法廷、単独法廷と呼んでい ます。留萌の法廷は単独法廷で、合議事件を行 う事はありません。旭川管内では旭川市にある 本庁のみで行う事が出来ます。

法廷では裁判官の前の一段下がったところに 席があり、ここに裁判所書記官が座ります。書 記官は法廷に立ち会って法廷で行われたことを 記録したり、弁護士や検察官などの関係者との 連絡調整を行います。

皆さんもテレビ等で法廷などを見た事がある と思いますが、法廷の入口に近い席が検察官の 席で、反対側の席が被告を弁護する弁護人の席 になります。被告人は傍聴席の目の前にある長 いすに座ります。そして被告人は発言する時だけ証言台の前に出て行きます。

それでは簡単に刑事裁判の流れを説明させていただきます。これは大きく分けて4つの手続からなり、起訴、冒頭手続、証拠調べ手続、弁論手続、を経て判決となります。ところで刑事裁判は何をきっかけに始まるのかが問題になりますが、通常は被害者が警察に被害届を出して警察が捜査を開始します。

例えば女性がバッグを盗まれたと被害届が出された場合、警察は被害者から事情を聞いたり、現場検証を行ったり、目撃者がいないか、証拠となる物証がないか等を調べ、犯罪を犯したと疑うに足りる証拠を揃え、その犯罪を犯した被疑者(新聞報道等では容疑者)を特定し、その身柄を拘束(逮捕)したりします。なお現行犯でない限り、逮捕は裁判所の令状なしにはできません。

こうして証拠とともに事件を警察から検察庁 (検察官)に送付しますが、これを一般的に送 検、法律的には送致といい、被疑者が逮捕され ている時には身柄つきで送致することがほとん どです。被疑者の身柄の拘束なしに送検する事 を新聞報道では「書類送検」と言ったりします。

検察官は警察から送検された証拠をもとに、 被疑者を更に取り調べたりして、刑事裁判、す なわち公訴の提起をするに足りる事件かどうか を検討することになります。検討の結果訴訟を 維持するための証拠が不十分であったり、犯し た犯罪内容が軽微であって被害の弁償も済々を いて被害者が処罰を望んでいないなど、様々と 状況で起訴しない「不起訴」処分をすること 立証し有罪に出来るにも関わらず、犯罪事後 立証し有罪に出来るにも関わらず、犯罪後の 様々な状況で起訴しない処分を「起訴猶予」処 分と言います。こうした検討を経て、犯罪事る 必要がある場合、検察官は裁判所に起訴状を提 出し、「起訴」します。

なお、刑事裁判では証拠裁判主義という大原 則があり、裁判官は証拠がなければ犯罪の認定 をしてはいけない事になっています。こうして



検察官が裁判所に起訴して、初めて被疑者は「被告人」となります。起訴されると裁判所は 起訴状の写しを被告人に(弁護人がいれば弁護 人にも)送付することになります。その後、裁 判所は実際に裁判を行う期日を決めて検察官、 被告人、弁護士にその通知や呼び出しを行います。

さて、これからは裁判期日当日の流れをお話いたします。冒頭手続では、まず「人定質問とは裁判官が被告人で質問とは裁判官が被告人であります。人定質問とは裁判官が被告を尋ね本人です。次に「検索事ながない。これはどの様な犯罪を求めるかを明らかにします。です。これが「被な犯罪を求めるかがのといると表して、大きにより、では、大きにより、とないかを述べます。冒頭手続ではより、と被告人側の言い分を聞くことにより、と被告人側の言い分を聞くことにより、を点があるかが明らかにされます。

冒頭手続で争点が明らかになると「証拠調べ手続」に入ります。証拠調べ手続では検察官や被告人が主張する内容が正しいかどうかを判断するために役立つ証拠を調べます。まず、検察官が「冒頭陳述」を行い、続いて犯罪事実に関する立証、情状に関する立証、被告人質問が行われます。

証拠調べが終わるとその結果をもとに、検察 官、弁護人、被告人が事実関係や法律的な問題 について意見を述べる「弁論手続」が行われま す。この検察官の意見を「論告」と言い、その際、例えば被告人を懲役1年にするのが相当だという様な意見、すなわち「求刑」をします。また、弁護人の意見を「弁論」と言い、被告人の「最終陳述」があって弁論手続が終ります。

そして、裁判官はこれらの証拠調べや意見を 踏まえて、判決の結論や理由を検討の上、判決 の宣言をします。

余談になりますが刑事裁判が長すぎると言われますが、最高裁の統計によると平成16年度の地方裁判所の全事件の平均審理期間は32ヶ月です。諸外国ではアメリカ64ヶ月、イギリス35ヶ月、ドイツ6.1ヶ月となっていますので、日本が突出している訳でもありません。むしろ

短期間に裁判されているとさえ言えます。なお、 起訴事実を否認した否認事件に限っては9.4ヶ 月となっており、3年を超えるような長期化し た事件の割合は0.1%となっております。

以上が刑事裁判のあらましです。時間が足りず、あまり詳しく話せませんでしたがこの辺で終ります。本日は御招きいただきありがとうございました。



9月ゴルフ例会…優勝 佐藤(喜)会員 OUT 50/IN 50/GROSS 100/H.C. 28/NET 72



ゴルフ愛好会遠征コンペ...優勝 河部会員 OUT 40/IN 36/GROSS 76/H.C.9/NET 67